

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和7年12月24日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500384 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2500059 号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めるこ  
とはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めるこ  
とはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 37 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 11 年 2 月 1 日から平成 13 年 5 月 1 日まで  
② 平成 13 年 5 月 1 日から平成 15 年 2 月 1 日まで

A社、B社及びC社に勤務していた期間において、私の勤務場所、業務内容、給与額等に変  
更はなかった。

A社及びB社における標準報酬月額が、C社における標準報酬月額よりも低額になっている  
のはおかしいので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたB社に係る給与支給明細書、平成 14 年分及び平成 15 年分の給与所得  
の源泉徴収票並びに平成 14 年度、平成 15 年度及び平成 16 年度の市民税・県民税特別徴収税  
額の通知書（以下「給与明細書等の資料」という。）により、請求期間①のうち平成 13 年 1 月  
1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び請求期間②については、オンライン記録の標準報酬月額  
を超える給与が請求者に支給されていたことが確認又は推認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付を行うには、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていることが必要であるところ、請求期間①のうち平成 13 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び請求期間②については、請求者から提出された給与明細書等の資料により、A社及びB社が請求者の給与から控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認又は推認できる。

また、A社及びB社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、A社の請求期

間①当時の事業主は既に亡くなっているため同社の取締役に請求者の報酬月額の届出等について照会したが回答は得られず、B社の請求期間②当時の事業主は、同社は平成15年1月に倒産したため資料はなく、請求者の報酬月額の届出等については不明と回答している。

さらに、請求期間①のうち平成11年2月1日から平成13年1月1日までの期間については、請求者は提出した給与明細書等の資料以外に保管している資料はない旨陳述しているなど、当該期間における厚生年金保険料控除額について確認できる資料もないことから、当該期間の各月の給与から控除されていた厚生年金保険料額を確認又は推認することができない。

これらを総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。